平成２４年（フ）第３１０号
さいたま市南区文蔵１丁目８番３号　ルシェール南浦和206号、旧住所さいたま市南区松本４丁目16番21号
債務者　芹沢　雅一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
北海道網走郡美幌町字三橋南22番地　公住１号棟Ｄ―308号
債務者　松田　久美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第６号
岩手県奥州市前沢区古城字北舘東２番地２、住民票上の住所千葉県富里市七栄651番地445
債務者　千葉　幸喜
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根北荒巻23番地28町営荒巻住宅221号室
債務者　中田　憂子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第３２７号
埼玉県上尾市東町３丁目1981番地１　ジュネス・ヤナイＣ―202
債務者　津留崎一幸
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
埼玉県幸手市西１丁目16番４号
債務者　中山　光子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
埼玉県八潮市緑町１丁目８番地６　第二ヒカルハイツ202号、旧住所埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地12号棟502号室
債務者　水野　正美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
埼玉県越谷市大字大道294番地　ベルリード205
債務者　一戸　直樹
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４０６号
北海道江別市高砂町36番地の９　コーポリッチ103号室
債務者　堤　　良行
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３９号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目３番５号ヴィラアカシア105号
債務者　前小屋　将
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２号
札幌市東区北30条東10丁目５番９―203号
債務者　高木　早希
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３７号
札幌市清田区里塚緑ケ丘５丁目５番12号
債務者　加藤　　眞
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４００号
札幌市白石区東札幌４条４丁目２番39号　白石ニューハイム201号
債務者　谷一　**顯**子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６２号
札幌市白石区北郷４条11丁目23番５号
債務者　村上　祥子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８０号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目２番21―301号
債務者　濱塚　敏雄
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９８号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番11―508号
債務者　榎本　直子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１９号
札幌市北区新琴似６条９丁目１番１号　フィオーレ新琴似105号
債務者　高橋　理恵
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部